公 示 日 : 2022年2月24日(木)

調達管理番号: 21a01152

国 名 :アフリカ地域

担 当 部 署 :経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名:アフリカ地域稲作分野技術協力プロジェクト終了時評価・詳細計

画策定調査(モザンビーク・タンザニア・エチオピア)(評価分析)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:評価分析

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2022年5月上旬から2023年1月下旬

(2) 業務人月:現地 2.10、国内 1.75、合計 3.85

(3) 業務日数:準備期間 現地業務期間 整理期間

17 日 63 日 18 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 出 期 限 : 2022年3月16日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き(PDF/352KB) https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知:2022年3月30日(水) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・ 選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アフリカ地域/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。また、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種:黄熱予防接種推奨(エチオピア)

6. 業務の背景

【モザンビーク】

モザンビーク共和国は人口約 2,797 万人(2015 年)を有し、農業セクターは全就業人口の約 8 割、GDP の 28%(2014 年)を占め、同国にとって重要なセクターである。同国における主要作物はキャッサバやメイズであるが、近年、都市部を中心にコメの需要が伸長しており、年間コメ消費量は 2001 年~2011 年の間で、3.1 倍(20 万トン/年から 62 万トン/年)に著しく増加している。ただし、消費量の大半(約 56%)は輸入に頼っており、同期間中の輸入量の伸びが10 倍に増加したのに対し、国内生産量の伸びは 1.6 倍に留まっている(FAO 統計)。今後も同様の傾向が続く場合、輸入依存度がますます高まることが予想される。そのため、同国におけるコメ生産量の増加が求められている。

しかし、農業従事者の90%以上が小規模農家(農地1ha程度)であるほか、 大半の農家のコメ生産技術は低い。また、優良種子の供給体制や生産物の流通ネットワークの未整備などの課題がある。本事業の対象となるザンベジア州にお いても、同国のコメ生産量の約 6 割を生産しているものの、上述した課題により、コメの生産性は低い状況にある。

このような課題に対応するために、JICA は 2008 年の TICAD IV でアフリカ緑の革命のための同盟(AGRA)と共同で発表した「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」「2019 年からは CARD フェーズ 2 として 2030 年まで継続中)の下、モザンビークの稲作増産等を通じた農業開発を支援してきた。これまでに、「ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト」(2011 年~2015 年)、「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」(2011 年~2014 年)を通じて、それぞれザンベジア州、ガザ州の 1 灌漑地区を対象に稲栽培技術の向上や農民組織強化を支援し、灌漑稲栽培マニュアル等を作成した。その結果、収穫量(単収)については、ザンベジア州のプロジェクトでは 2.5~3.0 トン/ha から 4.1 トン/ha(展示圃場)に、ガザ州のプロジェクトでは、2.7トン/ha から 4.0 トン/ha(洪水被害地区を除く対象地区)に増加した。

他方、同国のコメの需要を満たすためには、最大の稲作地帯であるザンベジア 州全体の単収の増加が不可欠である。これまでの協力成果を応用した、栽培技術 の普及により一層のコメの生産性向上を図ることが必要とされる。

このような背景の下、モザンビーク政府は我が国に対して、先行案件で開発された稲作技術等のさらなる普及及び市場志向型のコメ振興を目的とした技術協力を要請し、これを受けて、JICAは農業食糧安全保障省(現 農業・農村開発省)、ザンベジア州農業・食糧安全保障局(現 ザンベジア州農業水産局)をカウンターパートとした「ザンベジア州コメ生産性向上プロジェクト」を開始した。

今回実施する終了時評価調査は、2022 年 11 月のプロジェクト終了を控え、 プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト 活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目 的とする。

【タンザニア】

タンザニア政府にとってコメ生産量の増加は重要な優先課題となっている。 タンザニアの穀物生産量において、コメはメイズに次ぐ位置にあり、都市部や稲 作地域では、コメの消費が増えている。また、東アフリカにおいてタンザニアは、 コメ生産量が最も多く近隣諸国に輸出が行われている。タンザニアにおけるコ メ生産量の増加による輸出増加は、域内の食料安全保障及び外貨獲得という大 きなメリットを有している。

「第二次国家 5 カ年開発計画 (Five Year Development Plan : FYDP II)」(2016

3

¹ https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/card.html

年~2020年)では、2020年までにセクター成長率を 6.0~8.0%に上昇させることを目標としており、コメが優先作物に指定された。また、FYDPIIの下で策定された「第二次農業セクター開発計画(Agricultural Sector Development Programme: ASDPII)」では、農業セクターをより高い生産性、商業化、生計向上、食料安全保障及び栄養のための小規模農家の収入増に転換させるとしている。

我が国の稲作協力は 1970 年代に開始され、以後、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Center: KATC)」の創設、タンザニアの自然環境に適したコメの栽培体系と研修方法の確立、その全国展開と継続してきている。稲作は長期にわたってタンザニア国に対する我が国の協力重点分野であり、「対タンザニア連合共和国 国別開発協力方針」(2017 年 9 月策定)では、FYDP II に沿い、「経済成長のけん引セクターの育成」としてコメ生産支援を展開することとしている。また日本は、タンザニアの CARD の推進、特に国家稲作振興戦略(National Rice Development Strategy:NRDS)の実現に尽力してきた。「対タンザニア事業展開計画」(2018 年 4 月)では、協力プログラム「コメ生産振興プログラム」を掲げ、ASDP の枠組みに沿って、タンザニアが大きなポテンシャルを有する灌漑開発の推進、灌漑人材の育成及び灌漑稲作技術の普及・拡大を中心に支援を展開することとしている。

このような中、タンザニア連合共和国の農業研修機関の研修手法の確立を支援する技術協力が要請され、JICAが「コメ振興能力強化プロジェクト」を実施する事となった。

稲作研修の持続性の向上、天水稲作技術を普及させるための研修手法の確立・ 実践、農家の生産性・収益性をより高めるよう課題別研修の改善、灌漑稲作研修 の自立性の向上のための活動を行うことにより、適切なコメ生産技術が全国の 優先コメ生産地区の農家に普及することをもって、タンザニア全国のコメ生産 量の増大に寄与するものである。

本プロジェクトについては 2019 年 9 月に詳細計画策定調査を実施しており、今般 2023 年度から本案件を開始する目途がついたことから、改めて詳細計画策定調査を実施し、必要に応じ、前回の詳細計画策定調査で作成・合意されたプロジェクトにかかる文書の更新及び見直しを行うことを目的とする。

【エチオピア】

エチオピア連邦民主共和国の農業セクターは労働人口の約 70%、GDP の約 40%以上を占めており、貧困削減の及び経済成長の核となっている。しかしながら、エチオピアにおける農家の平均営農面積は 1ha 以下と小さく、小規模農家による自給自足的農業が中心である。また、その多くは天水依存型農業に従事

しており、干ばつ等の自然災害に脆弱な生産状況にあるため、安定的な食糧生産の実現に向けて農業セクターへの支援が不可欠である。

エチオピアでは、主食(インジェラ)の原料となるテフを主要穀物としているが、近年テフにコメを混ぜてインジェラを作るなど食文化の多様化が進みつつあり、コメの国内消費量は急速に伸びている(2009 年 100,000t/2016 年 400,000t)。

こうしたコメの重要性に鑑み、エチオピア農業省は食糧安全保障への貢献、及び農家の生計向上が期待されるコメを、2007年に「ミレニアム・クロップ」とし、稲作振興を重点課題の一つとして位置づけている。2009年には国家稲作研究・振興戦略(NRRDSE,2009-2019)を策定し、コメ生産量の増加に取り組んだ。

コメの総生産面積は約 10,000ha (2006 年) から 63,000ha (2019 年) 以上に増加し、生産量は 71,316t (2008 年) から 171,000t 以上 (2019 年) に増加した。しかしながら、コメ需要が急激に増加しパキスタンやインドなどからのコメの輸入 (2008 年 22,500t/2016 年 311,827t) が飛躍的に増加したことにより、2008 年には 60%であったエチオピアのコメの自給率は、2016 年には 20%にまで減少した。係る状況の中、エチオピア農業省は 2020 年、国家稲作振興戦略 (NRDS-II、2019-2030) を策定し、2030 年のコメ自給率達成に向け更なる稲作振興に取り組んでいる。

しかしながら、コメはエチオピアにおいて比較的新しい作物であることから、 テフ、小麦、メイズといった伝統的な主要作物に比べ、研究者や技術者の育成は 大きく遅れている。また、収穫後処理等の課題による品質の低さ、輸入米に比し た競争力の低さ等の課題があり、栽培・消費地域が限定的な状況である。

係る背景のもと、エチオピア農業研究機構(Ethiopian Institute of Agricultural Research: EIAR)は、2013 年に過去の無償資金協力による見返り資金を主な財源として、アムハラ州のフォガラ地区に稲作研究及び振興の拠点となる国立イネ研究研修センター(National Rice Research and Training Center: NRRTC)を新たに設立した。我が国は、同センターへの技術面での協力要請に基づき、現行の「国立イネ研究研修センター強化プロジェクト」(2015 年 11 月~2021 年 6 月)(以下、先行案件)を開始した。先行案件では①稲作に関する研究成果の開発・蓄積、②稲作研究者、普及員、生産農家などの関係者の能力改善、③稲作に関する適正技術や情報の提供能力の強化を通じて、NRRTCが研究機関としての機能を確立すること、ならびに、フォガラ地区周辺の稲作振興に取り組んできた。しかしながら EIAR 傘下の他の研究所のようにハブ機関としての機能を有するまでには至っておらず、コメ農家圃場での生産性向上やエチオピアにおける稲作の面的拡大には更なる研究・研修能力の向上が必要な状況にある。このような

背景のもと、エチオピア政府は本事業の実施を我が国に要請し、「エチオピア国立イネ研究研修センター強化プロジェクトフェーズ2」が2021年9月から2段階計画策定方式で開始された。今回実施する詳細計画策定調査は、2021年4月実施の基本計画策定調査の結果を踏まえ、カウンターパートとの協議や追加情報収集を行い、実施体制、成果と活動等プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の更新を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

【モザンビーク】(終了時評価)

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成 状況、評価6項目(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)を 確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事 業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年5月中旬~2022年6月中旬)
 - ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、モニタリングシート、合同調整委員会議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。その際、「アフリカ稲作振興のための共同体」(CARD)で支援した国別稲作開発戦略(NRDS)²との関係性(貢献状況等)にも留意する。
 - ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報や説明すべき事項を整理する。
 - ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、カウンターパート(C/P)機関、その他モザンビーク側関係機関、他ドナー(世銀、IFAD他)等)に対する質問票(英文)を提案する。
 - 4 対処方針会議等に参加する。

² https://www.riceforafrica.net/nrds-page

- (2) 現地業務期間(2022年6月中旬~2022年7月上旬)
 - ① JICA モザンビーク事務所、モザンビーク側関係機関等との打合せに参加する。
 - ② プロジェクト関係者に対して、本調査の目的、評価手法等について説明を行う。
 - ③ モザンビーク側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリングや現地視察等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。また、他団員と協力し、議事録を作成する。
 - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクトの貢献、阻害要因を抽出 する。
 - ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他団員及びモザンビーク側 C/P 等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑥ 調査結果や他団員及びモザンビーク側 C/P 等からのコメント等を踏ま えた上で、PDM (Project Design Matrix) 及び PO (Plan of Operations) の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑦ CARD フェーズ 2 で採用している RICE アプローチ や JICA 経済開発部 クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興 CARD)」に貢献していくため の活動案について提案する。
 - ⑧ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、担当分野にかかる説明を行うとともに、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
 - ⑨ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
 - ⑩ 現地調査結果の JICA モザンビーク事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間(2022年7月上旬~2022年7月下旬)
 - ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を提案する。
 - ② 帰国報告会に出席し、担当分野にかかる説明を行う。
 - ③ 担当分野の終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成するとともに、他 団員が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

【タンザニア】(詳細計画策定調査)

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6項目に基づく事前評価に必要なデータ・情報

を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。 具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年8月上旬~2022年8月下旬)
- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、タンザニア側関係機関 (C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を提案する。その際、前身案件や実施中の基礎情報収集調査等既存情報を整理・分析し、調査項目に重複のないよう、効率的な現地調査計画を検討すること。質問票は現地調査前に発注者に提出すること。
- ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)(案)、PO(Plan of Operations)(案)を検討する。また、その他現地協議用資料等の作成に協力する。なお、本協力は2019年9月に実施した詳細計画策定調査時にPDM、POを作成し、タンザニア側と合意している。このため、PDMおよびPOを検討する際は、この計画フェーズのものをベースに行うこととする。またPDM(案)検討の際は、CARDフェーズ2で採用しているRICEアプローチ³やJICA経済開発部クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興CARD)」に貢献しているかの観点から見直し案を検討すること。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
 - (2) 現地派遣期間(2022年9月上旬~2022年9月下旬)
- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順、評価手法について説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報·資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容及び関連する開発計画・政策・制度の変化
 - イ) 関連各組織の更新
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - ウ) タンザニア農業・稲作分野の開発計画の進捗情報及び本プロジェクトの 位置づけ

³ https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/card_02.html

- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施改訂案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions)をプロジェクト専門家及び他の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、改訂版R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する改訂版R/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。
 - (3) 帰国後整理期間(2022年10月上旬~2022年10月中旬)
- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理・関係 部との調整状況チェックリスト (案) に必要な情報を他分野の団員ととも に取りまとめる。
- ③ 評価 6 項目の観点からプロジェクトを分析し、案件概要表(案) および事業事前評価表(案) を更新し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

【エチオピア】(詳細計画策定調査)

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、本プロジェクト計画フェーズの業務従事者や調査団員として派遣される JICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6項目に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年10月中旬~2022年10月下旬)
- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、エチオピア側関係機関

- (C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を提案する。その際、実施中の本プロジェクトより提供される既存情報を整理・分析し、調査項目に重複のないよう、効率的な現地調査計画を検討すること。質問票は現地調査前に発注者に提出すること。
- ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)(案)、PO(Plan of Operations)(案)を検討する。また、その他現地協議用資料等の作成に協力する。なお、本協力は第一段階目の計画フェーズ開始前にPDM、POを作成し、エチオピア側と合意している。このため、PDMおよびPOを検討する際は、この計画フェーズのものをベースに行うこととする。またPDM(案)検討の際は、CARDフェーズ2で採用しているRICEアプローチやJICA経済開発部クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興CARD)」に貢献しているかの観点から見直し案を検討すること。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
 - (2) 現地派遣期間(2022年11月上旬~2022年11月下旬)
- ① JICAエチオピア事務所等との打合せに参加する。
- ② エチオピア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順、評価手法について説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報·資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容及び関連する開発計画・政策・制度の変化
 - イ) 関連各組織の更新
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - ウ) エチオピア農業・稲作分野の開発計画の進捗情報及び本プロジェクトの 位置づけ
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施改訂案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions)をプロジェクト専門家及び他の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、改訂版R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取

りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対する改訂版R/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAエチオピア事務所等に報告する。
 - (3) 帰国後整理期間(2022年12月上旬~2022年12月中旬)
- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理・関係部との調整状況チェックリスト(案)に必要な情報を他団員とともに取りまとめる。
- ⑧ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、案件概要表(案)および事業事前評価表(案)を更新し、その取りまとめに協力する。
- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他 団員作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

【PDM 比較分析】

(1)調査準備期間(2022年5月上旬~2022年5月中旬)

調査に先立ち、3案件の PDM 比較分析の素案を作成し、内容について JICA 経済開発部と協議を行う。

(2)全体取り纏め期間(2022年12月中旬~2022年12月下旬)

修正もしくは作成した各案件の PDM について RICE アプローチおよび JICA 経済開発部クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興 CARD)」に貢献しているかについて分析を行い、JICA 他案件の PDM も参考にしつつ生産量増などの目標達成に向けた PDM の構成の違いを把握し有効なアプローチを提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書(各案件の PDM 比較分析結果を含む) 2023 年 1 月 18 日までに、3 案件について記載したものを提出。 次の各案件にかかる報告書等①~③については電子データで提出する こと。

【モザンビーク】(7月下旬までに下記①~③を提出)

- ① 評価報告書(英文)
- ② 評価調査結果要約表 (案) (和文·英文)
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)(面談議事録、収集

資料一式含む)

【タンザニア】(9月下旬までに下記①~③を提出)

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)
- ② 事業事前評価表 (案) (和文)
- ③ 面談議事録

【エチオピア】(11 月下旬までに下記①~③を提出)

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)
- ② 事業事前評価表 (案) (和文)
- ③ 面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate 202103.pdf 留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、以下を標準とします。

- ・モザンビーク:日本⇒ドーハ⇒マプト⇒ドーハ⇒日本
- ・タンザニア:日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ド
- 一ハ⇒日本
- ・エチオピア:日本⇒ドバイ/ドーハ⇒アジスアベバ⇒ドバイ/ドーハ ⇒日本
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約 交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務期間はそれぞれの案件について以下を予定しています。 モザンビーク: 2022 年 6 月 13 日~2022 年 7 月 3 日 (21 日間) タンザニア: 2022 年9月4日~2022 年9月24日(21日間)

エチオピア: 2022 年 11 月 6 日~2022 年 11 月 26 日 (21 日間)

日程については変更の可能性があります。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行しての現地調査開始を予定しています。

入国時の隔離がある場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、3 案件共に以下のとおりを予定しております。

- ア) 団長 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA 事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査 期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通 訳 傭 上:英語⇔ポルトガル語の通訳を提供(モザンビーク)
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、 官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタント によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (edga2@jica.go.jp) にて配付します。なお、これらデータはプロポーザル作成の参考資料としてのみ使用し、他の用途には使用せず、使用後は各社で廃棄することとします。

【モザンビーク】

- ·詳細計画策定調査報告書
- · PDM、PO(最新版)
- ・業務進捗報告書(1年次、2年次)

【タンザニア】

詳細計画策定調査報告書(2019年9月作成版)

- 事前評価表(案)(2019年9月作成版)
- ·PDM(2019年9月作成版)

【エチオピア】

- 基本計画策定調査報告書
- · PDM (基本計画策定調査時作成版)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

【モザンビーク】

・モザンビーク共和国 ザンベジア州ナンテ地区稲作生産性向上のため の技術改善プロジェクト終了時評価調査報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12185567.pdf

・モザンビーク共和国 ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト 終了時評価調査報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12185815.pdf

・モザンビーク共和国 ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト 業務完了報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028426.html

【タンザニア】

The Project for Supporting Rice Industry Development in Tanzania (TANRICE2) Final Report

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000045565.pdf

【エチオピア】

The Project for Functional Enhancement of the National Rice esearch and Training Center Project Completion Report

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000045534.pdf

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」 (2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年 3月31日版)」
 - イ)提供依頼メール

タイトル:「配付依頼:情報セキュリティ関連資料」

本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、 具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致 します。

以上